

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者 2 者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

東邦車輛株式会社

期間：令和 7 年 1 月 28 日～令和 8 年 1 月 27 日（2 ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

日本トレクス株式会社

期間：令和 7 年 1 月 28 日～令和 8 年 1 月 27 日（2 ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

東邦車輛株式会社及び日本トレクス株式会社は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和 3 年 1 月 22 日までに、令和 4 年 2 月 1 日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

また、令和 4 年 2 月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年 7 月 12 日までに、同年 8 月 1 日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

加えて、令和 4 年 8 月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年 1 月 22 日までに、令和 5 年 2 月 1 日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして公表した。また日本トレクス株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成 9 年 5 月 30 日付け官会第 1242 号）の別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反）に該当するため。